

1 3 進路指導について

1 進路指導の意義

進路指導は、子供たち一人一人が社会参加と自立を目指していくための全ての教育活動をさします。卒業後の進路選択への支援だけでなく、卒業後の生活が豊かになるような取り組みが大切です。

身辺処理，体力，人とのかかわり，物事に取り組む意欲や態度，生活に必要な言葉や数に関する力を育てるなど，これらは全て卒業後のよりよい進路につながっていきます。そのため小学校の段階から取り組み，積み重ねていくことが大切です。

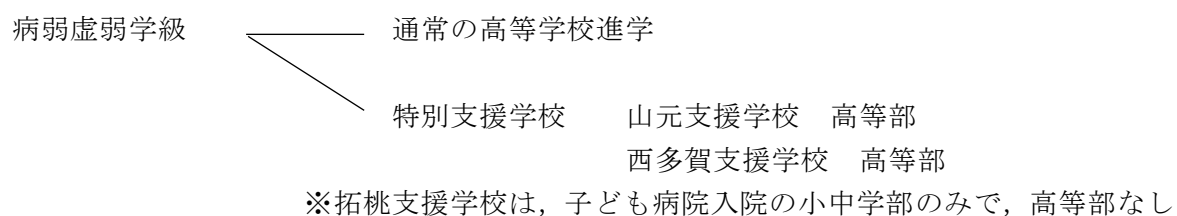
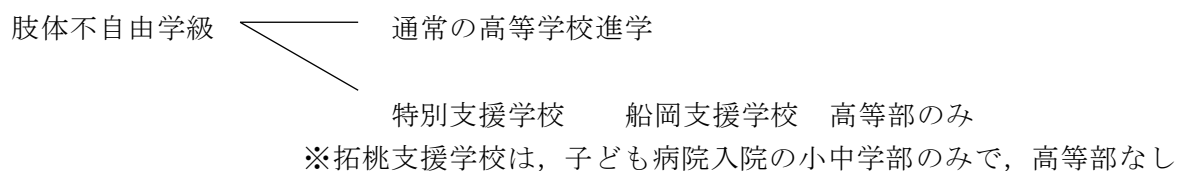
2 肢体不自由学級と病弱虚弱学級における進路指導

肢体不自由と病弱虚弱の特別支援学級に在籍する児童生徒については，基本的に通常の高等学校，大学等への進路を視野に入れた教育課程を編成します。「準ずる教育」であることをしっかり念頭に置くことが大切です。肢体不自由や病弱等の障害部分は「自立活動」でしっかりとカバーし，教科指導をきちんと行っていくことが，進路指導の基本になります。

肢体不自由や病弱特別支援学級においては，特別支援学級を理由に知的障害特別支援学級の教育課程を模倣し編成することは絶対にしてはいけません。知的障害がないのであれば「準ずる教育」を行うことが大原則になります。つまり学習指導要領に則った教科指導及び自立活動が基本になります。肢体不自由と病弱の特別支援学級の担任になった先生方には，しっかりと自覚を持ってもらいたい点です。

3 県内中学校における肢体不自由，病弱特別支援学級からの進学先について

肢体不自由または病弱の単一障害の生徒，肢体不自由及び病弱の重複障害の生徒，並びに肢体不自由，病弱及び知的障害を併せ有する重複障害の生徒などが特別支援学級に在籍している生徒になります。中学卒業後は下記のような進路選択となります。



船岡支援学校及び西多賀支援学校への入学条件として，重複障害の場合，主障害は肢体不自由，病弱となります。主障害がそれ以外の場合は，原則入学できませんので注意が必要です。その上で，早い段階（小学校時）からの将来を見通した進路指導，進路相談が必要で，保護者との緊密な連携も大切です。

仙台市教育委員会主催で「進路相談会」が毎年10月下旬に行われます。不登校の子供たち向けということになっていますが，個別の対応や支援について積極的に取り組んでいる学校等が一同に説明会を行い，パンフレット等資料もいただけます。サポート校等の紹介もあります。